

規制改革・民間開放推進会議住宅・土地WGからの質問事項への回答

平成18年10月26日

内閣府防災担当

平成18年10月19日付の質問事項に対する考え方は以下のとおりです。

住宅所有者の住宅耐震化の動機は自身と家族の生命・身体の保護が第1であり、被災者生活再建支援制度が「建替え、補強のインセンティブ」の阻害要因になることは考えられない。

本制度は、さまざまな自然災害による被災者の生活再建を後押しする地域社会におけるセーフティーネットであり、住宅の所有・非所有を問わず自立して生活を再建することが困難な真に支援を必要とする被災者に支援対象を限定している。

被災者にはその時点でのニーズに応じた支援を行ってその生活再建を後押しすることが必要であり、本制度を住宅の耐震化のインセンティブとの関係で見直すべきとの考え方は、本制度の趣旨にそぐわない。

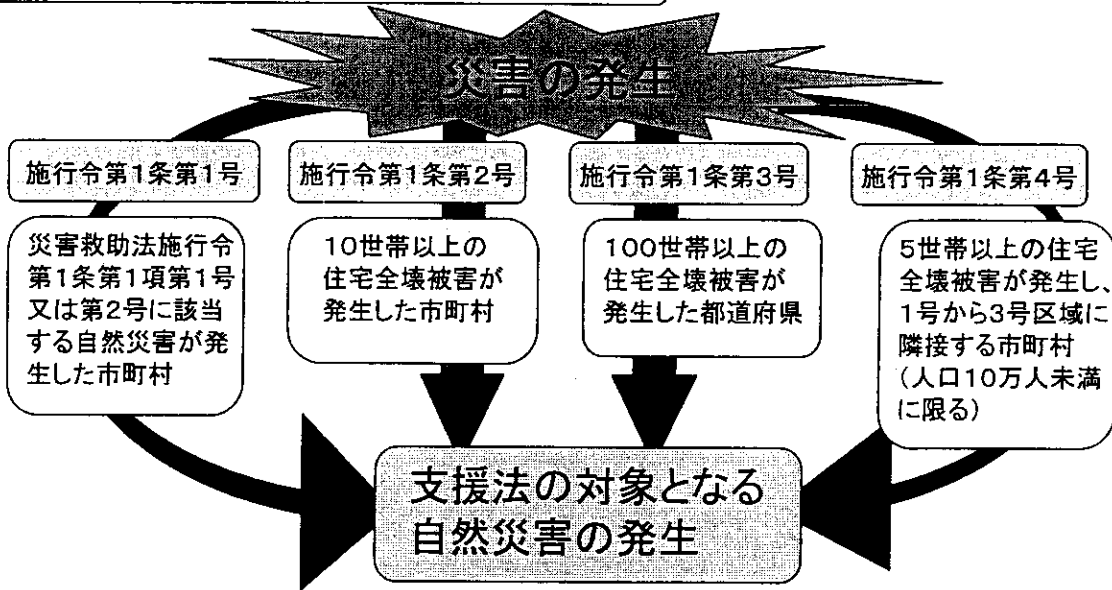
- 住宅所有者の住宅耐震化の動機は自身と家族の生命・身体の保護が第1であり、最高額で300万円の支援制度が「建替え、補強のインセンティブ」の阻害要因になることは考えられない。
- 被災者生活再建支援制度は、さまざまな自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支援金を支給し、その自立した生活の開始を支援することを目的とするもの。
- 本制度は、あくまで個人の生活再建のための自助努力を後押しするための制度である。このため、支援金の支給額も最高300万円までとし、その用途についても電化製品等の家財道具や住宅を再建する場合の被災住宅の解体撤去費、住宅

再建のためのローン利子、賃貸住宅に移る場合の家賃などの生活再建関連経費を支援対象としている。

- 本制度は、被災した地域社会におけるセーフティーネットであり、住宅を所有していたか賃借していたかにかかわらず、自然災害により居住する住居が全壊する等の被害を受けた者を支援の対象としている。
- また、本制度は、年収等の要件を設定し、自立して生活を再建することが困難な、真に支援が必要な被災者に支援対象を限定している。
- 住生活基本計画（全国計画）においても、「良質な住宅ストックの形成」と並んで被災者を含む「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」について、それぞれのための施策を講じることとされている。本制度を含む被災者支援のための制度（事後対策）については、被災者の災害発生以前の行動などを考慮することなく、その時点での被災者ニーズに応じた支援を行い、被災者の生活再建を後押しすることが必要である。
- 仮に、本制度に基づく支援金の支給に、対象住宅の耐震化を要件としたり、そうした住宅の所有者のみを優遇するといった措置を設けた場合には、セーフティネットという制度の本来趣旨と齟齬を来たすのみならず、被災現場での混乱を招くおそれがある。
- 以上のことから、本制度を住宅の耐震化のインセンティブとの関係で見直すべきとの考え方は、本制度の趣旨・目的にそぐわない。住宅の耐震化推進については、現状どおり本制度とは切り離れた推進策を講じていくことが適切である。
- なお、本制度は、地震のみならず風水害や火山噴火等さまざまな自然災害の被災者を対象とするものであり、この点からも耐震化推進のみの観点から支援内容に差をつけることは不適切である。

被災者生活再建支援金支給事業の概要

1. 被災者生活再建支援法に該当する自然災害



2. 対象世帯

上記の自然災害により

- ①住宅が「全壊」又は「半壊しやむなく解体」した世帯
- ②火砕流等により長期間避難を余儀なくされた世帯
- ③住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

3. 支給限度額及び対象経費

支給限度額まで概算払い(前払い)可

世帯主の年収、年齢等	世帯人数	支給限度額	①～④	⑤～⑧
年収 ≤ 500万円	複数	300万円	100万円	200万円
	単数	225万円	75万円	150万円
・世帯主が45歳以上で 500万円 < 年収 ≤ 700万円 ・世帯主が60歳以上又は要援護世帯で 500万円 < 年収 ≤ 800万円	複数	150万円	50万円	100万円
	単数	112.5万円	37.5万円	75万円

①～④

- ① 生活に必要な物品の購入費又は修理費
- ② 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費
- ③ 住居移転費又は交通費
- ④ 住宅を賃借する場合の礼金

⑤～⑧

- ⑤ 民間賃貸住宅の家賃・仮住まいのための経費（50万円が限度）
 - ⑥ 住宅の解体（除却）・撤去・整地費
 - ⑦ 住宅の建設、購入のための借入金等の利息
 - ⑧ ローン保証料その他住宅の建替等に係る諸経費
- ※大規模半壊世帯は⑤～⑧のみ対象（100万円が限度。補修のための借入金等の利息を含む）
- ※長期避難解除世帯は特例として更に①、③の経費について支給限度額の範囲内で70万円を限度に支給
- ※他の都道府県に移転する場合は⑤～⑧それぞれの支給限度額の1/2

4. 補助金の交付

被災者生活再建支援法人が支給する支援金(※)の1/2に相当する額を国が補助
 (※)都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用